

特定事業主行動計画

屋久島町

屋久島町議会

屋久島町教育委員会

屋久島町農業委員会

屋久島町選挙管理委員会

I 総論

1 目的

行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、本行動計画を策定し、公表することとする。

2 計画期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。

3 計画の推進体制

- ◎次世代育成支援対策を効果的に推進するため、管理職を構成員とする「行動計画策定・実施委員会」を設置する。
- ◎次世代育成支援対策に関する管理職や職員に対する研修・講習、情報提供等を実施する。
- ◎仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う窓口の設置及び当該相談・情報提供等を適切に実施するための担当者を配置する。
- ◎啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施等により、行動計画の内容を周知徹底する。
- ◎本計画の実施状況については、適時本計画の実施状況の把握点検に努めるとともに、その結果や職員のニーズを踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等を図る。

II 具体的な内容

1 職員の勤務環境に関する事項

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ◎母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図る。《実施時期：平成26年度から》
- ◎出産費用の給付等の経済支援措置について周知徹底を図る。《実施時期：平成26年度から》
- ◎妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、必要に応じて業務分担の見直しを行う。《実施時期：平成26年度から》
- ◎妊娠中及び産後1年を経過しない職員に対しては、本人の希望に応じ、超過勤務を原則として命じないこととする。《実施時期：平成26年度から》

(2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

- ◎子どもの出生時における父親の年次休暇の取得促進（5日程度）について周知を図る。《実施時期：平成26年度から》

(3) 育児休業を取得しやすい環境の整備等

ア 育児休業及び部分休業制度等の周知

- ◎育児休業の取得手続や経済的な支援等について情報提供を行う。《実施時期：平成26年度から》
- ◎妊娠を申し出た職員に対して、個別に育児休業等について説明を行う。《実施時期：平成26年度から》

イ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成

- ◎男性職員の育児参加（育児休業の取得等）を促すための取組を開始する。《実施時期：平成26年度から》
- ◎育児休業の取得の申出があった場合、事例ごとに当該部署において業務分担の見直しを行う。《実施時期：平成26年度から》

ウ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

- ◎育児休業中の職員に対して、休業後の円滑な職場復帰を支援するための情報提供（休業期間中の広報や通達の送付等）を開始する。《実施時期：平成26年度から》
- ◎復職時における教育訓練（OJT研修等）の機会について、職員のニーズに応じて導入する。《実施時期：平成26年度から》

エ 育児休業に伴う臨時的任用制度の活用

◎部内の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、臨時的任用制度の活用による適切な代替要員の確保を図る。《実施時期：平成26年度から》

オ その他

◎柔軟な労働時間制（フレックスタイム制や裁量労働制等）について、情報収集を行い、対象部門、成果の判断基準、コアタイム等、制度の内容についての検討を開始する。《実施時期：平成26年度から》

目 標

◎以上のような取組を通じて、女性の育児休業等の取得率を100%とする。《目標達成時期：平成26年度から》
◎以上のような取組を通じて、男性の育児休業等の取得率を10%以上とする。《目標達成時期：平成26年度から》

(4) 超過勤務の縮減

ア 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の制度の周知

◎小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員に対して、深夜勤務及び超過勤務を制限する制度についての周知を図る。《実施時期：平成26年度から》

イ 一斉定時退庁日等の実施

◎定時退庁日を設定し、館内放送及びMyWeb等による注意喚起を図るとともに、幹部職員による定時退庁の率先垂範を行う。《実施時期：平成26年度から》

◎幹部職員の巡回指導による定時退庁の実施徹底を図る。《実施時期：平成26年度から》

◎定時退庁ができない職員が多い部署を人事当局が把握し、管理職員への指導の徹底を図る。《実施時期：平成26年度から》

ウ 事務の簡素合理化の推進

◎効率的な事務遂行を図るため、各職員による業務の処理計画の作成を徹底させる。《実施時期：平成26年度から》

◎会議・打合せについては、時間短縮のための取組（電子メール、電子掲示板の活用等）を進める。《実施時期：平成26年度から》

エ 超過勤務の縮減のための意識啓発等

◎人事当局による課室ごとの超過勤務の状況及び超過勤務の特に多い職員の状況の把握を行うとともに、幹部職員に報告し、幹部職員の超過勤務に関する認識の徹底を図る。《実施時期：平成26年度から》

◎超過勤務縮減のための方針や指針等について、縮減の状況等に応じた見直しを行う。《実施時期：平成26年度から》

オ その他

◎超過勤務の多い職員に対する独自の配慮の取組を開始する。（健康診断の実施等健康面における配慮など）《実施時期：平成26年度から》

目標

◎以上のような取組を通じて、各職員の1年間の超過勤務時間数について、人事院指針等に定める上限目安時間の360時間の維持に努める。《実施時期：平成26年度から》

(5) 休暇の取得の促進

ア 年次休暇の取得の促進

- ◎課長会等の場において、職員の休暇取得促進を徹底するための意識啓発の機会を定期的にもつ。《実施時期：平成26年度から》
- ◎管理者が部下の年次休暇の取得状況を把握し、計画的な年次休暇の取得を指導する。《実施時期：平成26年度から》
- ◎各部署において、休暇計画表を作成し、計画的な年次休暇の取得促進を図る。《実施時期：平成26年度から》
- ◎安心して職員が年次休暇の取得ができる事務処理の体制づくりを進める。《実施時期：平成26年度から》

イ 連続休暇等の取得の促進

- ◎リフレッシュ休暇制度について、職員のニーズに応じて制度の検討を行う。《実施時期：平成26年度から》
- ◎子どもの予防接種実施日や授業参観日における年次休暇の取得促進を図る。《実施時期：平成26年度から》
- ◎職員やその家族の誕生日、結婚記念日等の家族の記念日における年次休暇の取得促進を図る。《実施時期：平成26年度から》
- ◎国民の祝日や夏季休暇とあわせた年次休暇の取得促進を図る。《実施時期：平成26年度から》
- ◎ゴールデン・ウィークやお盆期間における公式会議の自粛を行う。《実施時期：平成26年度から》

ウ 子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得の促進

- ◎子どもの看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員が100%取得できる職場の雰囲気醸成を図る。《実施時期：平成26年度から》

目標

- ◎以上のような取組を通じて、職員1人当たりの年次休暇の取得を対前年度比で10%増加させる。《目標達成時期：平成26年度から》

(6) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

- ◎女性の幹部職による「相談員」を新設し、女性職員の相談に応じる。《実施時期：平成26年度から》
- ◎セクシャルハラスメント防止のための研修会を開催する。《実施時期：平成26年度から》

(7) 母子家庭等の母等の雇入れの促進等

- ◎母子家庭の母等の公共的施設における雇入れの促進を図る。《実施時期：平成26年度から》

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

- ◎本庁舎において、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレの設置を計画的に行う。《実施時期：平成26年度から》
- ◎本庁舎にベビーベッドの設置を行い、来庁者等への周知を図る。《実施時期：平成26年度から》
- ◎本庁舎において、授乳室やオムツ替えの場所の設置を計画的に行う。《実施時期：平成26年度から》
- ◎子どもを連れてきた人に配慮した設備（トイレ、授乳室等）が設置されている施設について、広く周知を図る。《実施時期：平成26年度から》
- ◎子どもを連れてきた人が気兼ねなく来庁できるよう、子どもを連れてきた人への対応をはじめ、職員の対応マナーの向上のための取組を開始する。《実施時期：平成26年度から》

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子ども・子育てに関する地域貢献活動

- ◎ボランティア休暇制度について、適用範囲の拡大を検討するとともに、制度の取得促進を図る。《実施時期：平成26年度から》

イ 子どもの体験活動等の支援

- ◎子ども・子育てに関する職員の地域貢献活動への参加を奨励し、研修や講座等へ職員の積極的な参加を支援する。《実施時期：平成26年度から》
- ◎子どもが参加する地域の活動や行事に対して、公共施設等を積極的に提供する。《実施時期：平成26年度から》

ウ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

- ◎交通事故予防について綱紀肅正通知による呼びかけを実施する。《実施時期：平成26年度から》
- ◎公用車の運転手に対し、交通安全講習会の実施や専門機関等による安全運転に関する研修の受講を支援する。《実施時期：平成26年度から》

エ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

- ◎子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援する。《実施時期：平成26年度から》

(3) 子どもとふれあう機会の充実

- ◎職員の子ども等の家族を対象とした職場見学会を実施する。《実施時期：平成26年度から》

(4) 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上

- ◎職員に対し、家庭における子育てやしつけのヒント集等を活用し、家庭教育に関する資料や情報の提供を行う。《実施時期：平成26年度から》